棚倉町障害者活躍推進計画

機関名	棚倉町長	
任命権者	棚倉町長 宮川 政夫	
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)	
障害者雇用に 関する課題	棚倉町において障害者の法定雇用数は2名であるが、令和2年1 2月に障害者であったものが退職し0名となって以降、採用がない ため障害者採用計画を作成するとともに、法定雇用率達成に向け て、積極的な採用活動を行う必要がある。	
目標		
1 採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参 考)令和6年6月1日時点の実雇用率:0.00% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理	
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基 に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理	
取組内容		
1 障害者の活躍を推進する体制整備		
(2)人材面	①障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ②必要に応じて、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者雇用推進チーム、支援担当者等)を整備するとともに、組織外の関係機関(福島労働局、白河公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ③役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。 ①必要に応じて職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや	
	困難事例について情報共有を行う。	
2 障害者の活躍	の基本となる職務の選定・創出	
	①現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏ま え、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び 創出について検討を行う。	

3	3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	(1)職務環境	①基礎的環境整備として、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討
		する。
		②新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮
		等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じる
		に当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担に
		ならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集·採用	①学生を対象としたインターンシップの中で障害学生の受け入れ、
		特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とし
		た職場実習について、検討する。
		②募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
		・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
		・自力で通勤できることといった条件を設定する。
		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら
		れること」といった条件を設定する。
		・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	①時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進す
		る。
	(4)キャリア形	①本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実
	成	施する。
	(5)その他の人	①必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
	事管理	
4	その他	
		①国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関す
		る法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の
		活躍の場の拡大を推進する。